

北海道檜山振興局告示第 1030 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和 4 年 11 月 11 日

北海道檜山振興局長 榎信彦

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和 4 年度において道が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

(1) 契約

令和 4 年 11 月 11 日に一般競争入札の公告を行う令和 4 年度（2022 年度）エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務（太鼓山地域）

(2) 資格

令和 4 年度（2022 年度）エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務（厚沢部町太鼓山地域）に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 役務等の種類

エゾシカ捕獲事業

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体「以下「コンソーシアム」という。」であること。

(2) 単独法人又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

(3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(4) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

(5) 次のいずれにも該当すること。

ア 北海道内に本社又は営業拠点をもつこと。また、道内において国、道、市町村等が発注するエゾシカ捕獲事業で、囲いわな及びくくりわなによる捕獲実績を有すること。

イ 捕獲及び捕獲に付随する事項を実施する者が、わなによりエゾシカ捕獲に関する「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号。）第 14 条の 2 第 7 項に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者（別紙参照）とすること。

ウ コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、この一般競争入札に係る同一地域の入札に参加する者でないこと。

### 3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2 の に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあつては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

### 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

#### (1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和 4 年 11 月 11 日から 11 月 22 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までの間にしなければならない。

#### (2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で直接交付するほか、北海道檜山振興局環境生活課のホームページにおいてダウンロードすることができる。

#### (3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる）により行わなければならない。

### 5 資格審査の再申請

#### (1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

#### (2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

### 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

#### (1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から 1 の (1) に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

#### (2) 有効期間の更新

資格は 1 の (1) に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

## 7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

## 8 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道檜山振興局保健環境部環境生活課（担当：安井）
- (2) 所在地 〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町 336-3
- (3) 電話番号 0139-52-6494